

株価指数証拠金取引 マーケットメイク制度要綱(案)

平成 22 年 5 月 24 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
<p>1. マーケットメイク制度</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 定義</p> <p>①マーケットメイク</p> <p>②マーケットメイカー</p> <p>③非マーケットメイカー</p> <p>④マーケットメイク呼び値</p> <p>⑤非マーケットメイク呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイク呼び値と非マーケットメイク呼び値を付け合わせるマーケットメイク制度を導入し、市場に流動性を供給する。 ・ マーケットメイカーが、その義務に基づいて恒常的に呼び値を提示することをいう。 ・ 本取引所が定める種類の株価指数証拠金取引に係る呼び値を恒常的に提示し、それに基づいて取引を履行する義務を負う者として本取引所が指定した取引参加者をいう。 ・ 株価指数証拠金取引について、マーケットメイカーでない取引参加者をいう。 ・ マーケットメイカーが、マーケットメイクとして恒常的に提示する呼び値をいう。 ・ マーケットメイク呼び値でない呼び値をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイク呼び値同士又は非マーケットメイク呼び値同士の付合せは行わない。 ・ マーケットメイカーは、株価指数証拠金取引の種類ごとに指定する。 ・ 売付取引に係るマーケットメイク呼び値をマーケットメイク売呼び値といい、買付取引に係るマーケットメイク呼び値をマーケットメイク買呼び値という。 ・ 売付取引に係る非マーケットメイク呼び値を非マーケットメイク売呼び値といい、買付取引に係る非マーケットメイク呼び値を非マーケットメイク買呼び値という。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) マーケットメイカーの指定等</p> <p>①募集</p> <p>②指定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、必要に応じて募集期間を定め、取引参加者及び取引参加者となる者とする者のうちから、株価指数証拠金取引市場においてマーケットメイカーとなる者を募集する。 ・ 本取引所は、マーケットメイカーを希望する者の中から、本取引所が別に定める審査要件等を参考に、適当と認める者をマーケットメイカーとして指定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイカーの指定に係る審査を行う時は、以下のもの等を参考とする。 (1) 本取引所、所属の国内の他の金融商品取引所、外国金融商品取引所等、及び金融市場等における実績 (2) マーケットメイカーとしての業務を本取引所が定める時間帯において遂行するために必要なシステム、事務処理体制及びサポート体制の整備状況 ・ 本取引所は、マーケットメイカーを指定するときは、その任期の開始日時を定めて、当該マーケットメイカーに対し書面により通知する。
<p>(4) マーケットメイカーの義務</p> <p>①呼び値の提示</p> <p>②取引の実行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、自らがマーケットメイカーとなっている取引について、マーケットメイク呼び値を恒常的に提示しなければならない。 ・ マーケットメイカーは、自らが提示するマーケットメイク呼び値に対当する非マーケットメイク呼び値が行われたときは、取引を行わなければならない。 ・ マーケットメイカーは、マーケットメイク売呼び値に係る数量がすべて約定したときは、すみやかに新たなマーケットメイク売呼び値を行わなければならない。 ・ マーケットメイカーは、マーケットメイク買呼び値に係る数量がすべて約定し 	

項 目	内 容	備 考
(5) 呼び値の提示の中断等	<p>たときは、すみやかに新たなマーケットメイク買呼び値を行わなければならない。</p>	
①呼び値の提示の中断の申請等	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う取引の全部又は一部について、次に掲げる事由によりマーケットメイク呼び値の提示を中断する旨の申請を本取引所に行い、本取引所が中断を適当であると認めたときは、マーケットメイク呼び値の提示を中断することができる。 <li style="padding-left: 20px;">イ マーケットメイク呼び値を行うことが法令に抵触するおそれがある場合 <li style="padding-left: 20px;">ロ 法令、本取引所の規則又はこれらに基づく処分を受け、株価指数証拠金取引が停止又は制限された場合 <li style="padding-left: 20px;">ハ イ及びロのほか、マーケットメイク呼び値の提示が投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがある場合 ・ 本取引所は、マーケットメイカーがイ～ハのいずれかに該当すると認めた場合は、当該マーケットメイカーからの申請によらずに、当該マーケットメイカーによるマーケットメイク呼び値の提示を中断させることができる。 	
②呼び値の提示の再開	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイク呼び値の提示を中断したマーケットメイカーは、マーケットメイク呼び値の提示を再開する旨の申請を行い本取引所がこれを認めたとき、又は本取引所がマーケットメイク呼び値の提示を中断させるべき事由が解消されたと認めたときは、遅滞なくマーケットメイク呼び値を行わなければならない。 	
(6) マーケットメイカーの禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、次に掲げる行為を行ってはならない。 	

項 目	内 容	備 考
(7) マーケットメイカ ーの業務の停止措置 等	<p>①マーケットメイク呼び値の遅延又は実勢から著しく乖離したマーケットメ イク呼び値の提示</p> <p>②マーケットメイカーとしての業務を行う上で知り得た情報の漏洩、盗用及び 当該情報を用いた不適切な取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、禁止行為を行ったマーケットメイカーに対し、マーケットメイカ ーとしての業務の全部若しくは一部の停止又はマーケットメイカーの指定の取 消しを行うことができる。 ・ 本取引所は、これらの措置を行ったときは、当該マーケットメイカーの株価指 数証拠金取引で未決済のものについて、本取引所が必要と認める整理を行わせ ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該マーケットメイカーに対し、業務の停止又は指定 の取消しの効力発生日時を定めて、書面により業務の 停止又は指定の取り消しの通知を行う。
(8) 辞任等 ①辞任 ②辞任するマーケッ トメイカーの取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットメイカーは、その任期の開始日時以降 12 か月以上を経過した日時を 辞任の効力発生日時と定めて、その 6 か月前までに本取引所に対し書面により 通知することで、マーケットメイカーを辞任することができる。 ・ マーケットメイカーがマーケットメイカーの地位を辞任するときは、本取引所 は、当該マーケットメイカーのマーケットメイク呼び値により成立した株価指 数証拠金取引で未決済のものについて、本取引所が必要と認める整理を行わせ ることができる。 	
(9) 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、マーケットメイカーを指定したとき、マーケットメイカーとして の業務の全部若しくは一部の一時停止措置を行ったとき、マーケットメイカー の指定の取消しを行ったとき、及びマーケットメイカーが辞任したときは、そ の旨を株価指数証拠金取引に係る取引参加者及び清算参加者に通知する。 	

項 目	内 容	備 考
<p>2. マーケットメイカーの取引</p> <p>(1) 自己取引によるマーケットメイク</p> <p>(2) マーケットメイクでない取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーの取引の態様は、次に掲げるところによる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、自己取引によってマーケットメイクを行うものとする。 ・マーケットメイカーは、本取引所が必要と認める場合は、委託取引によってマーケットメイクを行うことができる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、マーケットメイクでない自己取引を行ってはならない。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負う銘柄について、マーケットメイクでない委託取引を行うことができる。 ・マーケットメイカーは、マーケットメイクを行う義務を負わない銘柄について、マーケットメイクでない自己取引及び委託取引を行うことができる。 	
<p>3. 定率手数料の免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、マーケットメイカーがマーケットメイク呼び値を行う株価指数証拠金取引について、定率手数料を免除する。 	
<p>4. その他</p> <p>(1) マーケットメイカー取扱担当者</p> <p>(2) マーケットメイク用ID</p> <p>(3) 規則の変更通知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、本取引所からの要請その他一切の通知等を受領するために、参加者端末装置の設置場所に常駐している者の中から、当該マーケットメイカーの受領代理人（マーケットメイカー取扱担当者）を選任する。 ・マーケットメイカーは、本取引所が指定するIDを、マーケットメイク用のIDとして使用する。 ・本取引所は、マーケットメイカーに関する規則を変更するときは、株価指数証 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットメイカーは、マーケットメイカー取扱担当者を選任又は変更しようとするときは、所定の届出書を本取引所に届け出る。

項 目	内 容	備 考
(4) 必要事項の決定	<p>抛金取引に係る各取引参加者及び清算参加者に事前にこれを通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、必要な事項につき細則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本取引所は、細則を定め、又は必要な措置を講じたときは、遅滞なくマーケットメイカーに通知する。

以 上